

指定統計調査の承認等の状況 (平成21年3月分)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称	申請者	主な承認事項	承認月日
国勢調査(統計法第7条第2項)	総務大臣	承認事項の変更 市町村等が調査区地図の原図を作成する際の作業の負担軽減を目的とした、調査区地図の作成方法のコンピュータ出力方式への統一等。	H21. 3. 9
法人企業統計調査(統計法第7条第2項)	財務大臣	承認事項の変更 (1) 一般業種における標本設計の改正 ア 標本法人を2年間固定し、毎年度半数ずつ入れ替え(全数抽出部分を除く) イ 資本金1億円以上10億円未満の標本抽出方法を、従来の確率比例抽出から、等確率系統抽出層及び全数抽出層で構成する形に変更(全数抽出層は資本金5億円以上) ウ 資本金1千万円未満の資本金階層の集約 (2) 日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴う業種分類の改定 (3) 統計法(平成19年法律第53号)の施行に伴う用語・用字の変更 (注) 本件承認は、平成20年6月9日に開催された第10回統計委員会において、統計委員会に諮問する必要のない軽微な案件として処理することについて了承されたところである。 なお、6月9日現在の調査計画では、移行期間である平成21年度に平成20年度標本法人から半数を残すこととしていたが、新たな資本金階層及び抽出方法のもとで一旦標本の全てを抽出し直すよう計画を修正している。	H21. 3. 10
建設工事統計調査(統計法第7条第2項)	国土交通大臣	承認事項の変更 調査方法及び調査関係書類(調査票及び集計結果)の保存方法として用いる「電磁的記録」の定義の明確化を図るとともに、電磁的記録により作成した調査関係書類の保存期間について、実態を踏まえ、「永年」とするよう変更する。	H21. 3. 17

<p>全国消費実態調査（統計法第7条第2項）</p>	<p>総務大臣</p>	<p>承認事項の変更</p> <p>諮問第11号の答申「全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」（平成21年1月19日付け府統委員第5号）を踏まえ、以下の変更を行う。</p> <p>（1）二人以上世帯数の削減及び寮・寄宿舍に対する調査の廃止</p> <p>（2）コールセンターの設置及びオンライン回答の導入</p> <p>（3）民間事業者の活用のための措置</p> <p>（4）調査事項の変更</p> <p>ア 家計簿A及び家計簿B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入形態に「電子マネー」欄を追加 ・ 家計簿Bに「購入地域（1 同じ市町村、2 市町村（県内）、3 他の市町村（県外）」を追加 <p>イ 耐久財等調査票</p> <p>資産価値及び世帯への普及動向を勘案し、「家具・電化製品等」の品目を改廃</p> <p>ウ 世帯票</p> <p>「就業・非就業の別」の雇用形態を細分化</p>	<p>H21. 3. 30</p>
----------------------------	-------------	---	-------------------

2 統計報告の徴集の承認

統計報告の徴集の承認	申請者	主な承認事項	承認月日
建築物実態調査 (統計報告調整法第4条 第1項)	国土交通大臣	実査を担当する地方公共団体からの要望等を踏まえ、調査実施時期の早期化を図る(11月⇒9月)。 (注)本調査は、建築基準法に基づく建築工事届の届出内容を把握する建築着工統計調査(指定統計第32号を作成するための調査)を補完するため、①届出漏れの建築物、②届出対象外の工事床面積10㎡以下の建築物の実態を把握することなどを目的に実施されている。	H21. 3. 26

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。